

発議第1号

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月17日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 前田 健一郎

千葉県条例第 号

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償) 第4条 [略] 2 前項の旅費の <b>種類及び額</b> は、次に掲げるとおりとする。 <b>(1) 車賃 1キロメートルにつき 37円</b> <b>(2) 日当 1日につき 1,900円</b> <b>(3) 宿泊料 1夜につき 16,500円</b> <b>(4) 食卓料 1夜につき 3,800円</b> [新設] [新設] [新設] 3 前項に定めるもののほか、第1項の旅費の <b>種類</b> 、額及び支給方法については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第17号）第9条の規定を準用する。	(費用弁償) 第4条 [略] 2 前項の旅費の <b>種目</b> は、次に掲げるとおりとする。 <b>(1) 鉄道賃</b> <b>(2) 船賃</b> <b>(3) 航空賃</b> <b>(4) その他の交通費</b> <b>(5) 宿泊費</b> <b>(6) 包括宿泊費</b> <b>(7) 宿泊手当</b> 3 前項に定めるもののほか、第1項の旅費の <b>種目</b> 、額及び支給方法については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第17号）第9条の規定を準用する。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。



議 案 説 明

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、旅費の種目を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。